

小郡市監査委員公表第17号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和8年7月1日

小郡市監査委員	高山	晃
小郡市監査委員	立山	稔

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和8年5月8日から令和8年5月29日まで
- 2 監査対象 都市建設部 下水道課
- 3 監査範囲 令和7年度の財務に関する事務及び一般事務
(令和7年4月1日から令和8年3月31日に執行されたもの)
- 4 着眼点 財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
- 5 監査方法 事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

- 1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）
特になし
- 2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）
 - （1）文書事務（1件）
 - ・ 決裁権者の設定が適正でないもの
 - （2）旅費支出事務（1件）
 - ・ 出張復命が適正でないもの
 - （3）その他支出事務（1件）
 - ・ 歳出科目が適正でないもの
 - （4）契約事務（1件）
 - ・ 予定価格の決定が適正でないもの
 - （5）物品管理事務（2件）
 - ・ 公用車の使用手続が適正でないもの
 - ・ 備品の管理が適正でないもの
 - （6）予算事務（1件）
 - ・ 財政課長の合議がないもの

監査委員指摘事項及び事務局指導事項については、以上のとおりである。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。